

UNI-PORT システム利用規約

第1章 総 則

第1条（本規約の目的）

本規約は、「ユニバース産業廃棄物・アスベスト一元管理システム UNI-PORT」（建設工事から発生する産業廃棄物及び石綿（アスベスト）に関する情報を集約し、法令上必要な帳票の作成を効率化することで、産業廃棄物及び石綿（アスベスト）対応業務の効率化を目的とする株式会社 EMS 提供にかかるシステム）の利用規約を定めることを目的とする。本規約は、EMS、ユニバース及び会員間の責任範囲を含む法的関係性を定めるものとする。

第2条（定義）

1 本規約における用語は次の各号の定義に従う。

- ① 「EMS」とは、UNI-PORT を提供する株式会社 EMS と定める。
- ② 「ユニバース」とは、SaaS サービス事業者として「UNI-PORT」を EMS に提供している株式会社ユニバースと定める。
- ③ 「UNI-PORT」とは、EMS がユニバースから提供を受け、権利許諾を受けて管理運用するインターネットサービス「ユニバース産業廃棄物・アスベスト一元管理システム UNI-PORT」と定める。
- ④ 「会員登録希望者」とは、会員となることを希望する法人または自然人と定める。
- ⑤ 「会員」とは、法律上の契約主体として、本規約に同意のうえ、EMS 所定の UNI-PORT 利用のための会員登録手続きを行い、EMS が承認した法人または自然人と定める。
- ⑥ 「アカウント」とは、法律上の契約主体である会員において、工事現場を管理する事業所単位に一つ付与される、本サービス受領単位と定める。EMS は、1 アカウント毎に、各アカウントに適用される本サービスの利用料を乗じて、会員に対し本サービス月額利用料を請求する。
- ⑦ 「ユーザーID」とは、アカウントに紐づき、UNI-PORT による本サービスにアクセスする自然人に割り当てられる符号と定める。
- ⑧ 「パスワード」とは、自然人がユーザーIDに基づき UNI-PORT による本サービスにアクセスする場合、当該アクセス権原が適正なものであることを識別するための符号と定める。
- ⑨ 「本サービス」とは、会員が UNI-PORT を利用することで会員が得られるサ

サービス全てと定める。

- ⑩ 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるために、EMS が指定し、会員の費用と責任で設置する設備（コンピュータハードウェア、ソフトウェア、サーバ、電気通信設備及びこれらの第三者からの提供を含むがこれに限られない。）と定める。
- ⑪ 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するために、EMS の責任と費用で設置する設備（コンピュータハードウェア、ソフトウェア、サーバ、電気通信設備及びこれらの第三者からの提供を含むがこれに限られない。）をいう。

第3条（会員登録と本規約への同意）

会員登録希望者が、会員登録手続きを行い、会員として EMS に承認された場合、本利用規約に同意したものとみなされ、EMS と会員の間法的拘束力を生じさせる。

第4条（ユーザーID 及びパスワードの管理）

- 1 会員は、アカウント、ユーザーID およびパスワード等 UNI-PORT 及び本サービス利用に必要な情報を、適正に利用が定められた者以外の第三者に開示、貸与、名義変更、売買、質入、共有等をしないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理する。
- 2 ユーザーID およびパスワードによる本サービスの利用、UNI-PORT へのアクセスその他全ての行為は、ユーザーID が割り当てられた自然人及び会員による利用とみなされる。
- 3 ユーザーID が割り当てられた自然人及び会員によるユーザーID およびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により、会員自身およびその他第三者が損害を被った場合、EMS 及びユニバースは一切免責される。
- 4 ユーザーID が割り当てられた自然人及び会員によるユーザーID およびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により EMS が損害を被った場合、当該会員は EMS の損害を賠償する。

第5条（会員情報の変更）

- 1 会員は、会員として登録した情報（以下「会員情報」という。）に変更が生じた場合又は会員情報に誤りがある場合は、速やかに会員情報の変更を UNI-PORT に対し行う。
- 2 本サービス及び UNI-PORT に登録されている会員情報は全て正しいものとみなされる。本サービス及び UNI-PORT に会員情報が適正に登録されていない、または更新されなかったことにより生じた会員、第三者における損害について EMS 及びユニバ

ースは一切免責される。

第6条 (広告メール等の配信・通知)

- 1 EMSは、本サービスに関する広告メールを会員がUNI-PORTに登録しているメールアドレスに配信することができ、会員はこれを受信することに同意する。
- 2 会員は、前項の広告メールに関して、EMS所定の方法により受信設定を変更することができる。

第7条 (個人情報の取扱い)

EMSは、別途定める「個人情報保護方針」に従って個人情報を取り扱うものとし、会員はこれに同意する。

第8条 (禁止事項)

- 1 会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。
 - ① 法令または公序良俗に違反する行為
 - ② 犯罪行為に関連する行為
 - ③ 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
 - ④ EMS、ほかの会員、その他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
 - ⑤ 本サービスによって得られた情報を利用し本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為（本サービスを模倣したサービスを立ち上げることを含むがこれに限られない。）
 - ⑥ 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑦ 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
 - ⑧ 他の会員に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
 - ⑨ 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
 - ⑩ 本サービスの他の会員、その他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - ⑪ 他の会員に成りすます行為
 - ⑫ EMSが許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
 - ⑬ 面識のない異性との出会いを目的とした行為
 - ⑭ 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - ⑮ その他、EMSが不適切と判断する行為
- 2 会員は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は

- 該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに EMS に通知する。
- 3 EMS は、本サービスの利用に関して、会員の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又は会員の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。ただし、EMS は、会員の行為又は会員が提供又は伝送する（会員の利用とみなされる場合も含む。）情報（データ、コンテンツを含む。）を監視する義務を負うものではない。
 - 4 EMS 及びユニバーズは、EMS が前項に基づき会員の利用を停止し会員に損害が生じたとしても一切免責される。

第 9 条（会員等の表明保証）

- 1 会員登録希望者及び会員は、UNI-PORT 及び本サービスに類似するサービスを提供する法人または自然人でないことを、表明し保証する。
- 2 会員登録希望者及び会員が前項の表明保証に違反した場合、EMS は、即時に当該会員登録希望者及び会員との契約を解除し損害賠償請求を行うことができる。
- 3 前項に定める EMS の損害賠償請求に関し、損害額の最低額が 500 万円であることを、会員登録希望者及び会員は同意する。

第 2 章 本サービス利用許諾及び責任範囲

第 10 条（本サービス利用許諾）

- 1 会員登録希望者が EMS 所定の会員登録手続を行い、EMS が当該会員登録手続を承認し、会員希望者に対しアカウント情報を通知した時点から、会員は本サービス利用の許諾を受けたものとみなされる。
- 2 会員は、本規約の利用許諾に基づいて本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないこと、本サービスに関する知的財産権は、EMS またはユニバーズに帰属することを確認する。

第 11 条（一時的な中断および提供停止）

- 1 EMS は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができる。
 - ① 通常の注意を払っても防ぐことができない理由により本サービス用設備の故障等による場合
 - ② UNI-PORT 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

- ③ 前2号に準じる理由で本サービスを提供できない場合
- 2 EMS は、本サービス用設備の定期点検を行うため、会員に事前に 14 日前までに通知の上、会員の承諾を要することなく、本サービス及び UNI-PORT の提供を一時的に中断できる。
 - 3 EMS 及びユニバースは、EMS が本条に基づき本サービスを提供しないことに関して会員及び第三者が損害を被った場合であっても、一切免責される。

第12条（本サービス利用のための設備設定・維持）

- 1 会員は、自己の費用と責任において、EMS が指定する契約者設備を用意し、本サービス利用のための環境を構築し維持する義務を負う。
- 2 契約者設備、インターネット接続その他会員が本サービスを利用するために必要な環境を構築し維持する義務を怠ったことにより、会員の本サービスを利用に不具合がある場合、EMS は会員に対して本サービスの提供の義務を負わない。
- 3 EMS は、EMS が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、会員に対し、契約者設備、会員が構築義務を負う電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット接続、その他会員が構築義務を負う本サービス利用のための環境について報告を求め、また会員が提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができる。

第13条（本サービスに関する EMS の責任範囲）

- 1 ユニバース及び EMS は、建設工事から発生する産業廃棄物及び石綿（アスベスト）に関する情報を集約し、法令上必要な帳票の作成を効率化することで、産業廃棄物及び石綿（アスベスト）対応業務の効率化することを目的として、UNI-PORT を構築し、本サービスを提供する。
- 2 ユニバース及び EMS は、産業廃棄物及び石綿（アスベスト）に関する法令を、大気汚染防止法及び労働安全衛生法石綿障害予防規則にベストエフォートでもって準拠し、UNI-PORT 及び本サービスの提供を行う。
- 3 前項にかかわらず、ユニバース及び EMS は、前項に定める法令以外の条約、法律、地方自治体における条例、行政通達、その他の法令及び法令改正を網羅しているものではなく、会員が UNI-PORT 及び本サービスをもって作成した産業廃棄物及び石綿（アスベスト）関連の書類及び帳票に関し、行政当局その他の第三者が、各種規制権限の発動や指導等を行う可能性について排除することを保証するものではない。本項にかかる法令等に関して会員が本サービスに基づき作成した書類に関し、行政当局その他の第三者が、各種規制権限の発動や指導等を行った場合であっても、EMS 及びユニバースはこれに基づく損害については免責される。
- 4 ユニバース及び EMS は、UNI-PORT および本サービスをもって作成された会員に

おける行政への提出書類その他帳票に関し、会員の入力内容の正確性を保証しない。

第14条（データ管理）

- 1 会員は、UNI-PORT 及び本サービスにおいて作成する産業廃棄物及び石綿（アスベスト）関連の一切の書類その他帳票のデータについて、会員が管理するローカルサーバにデータ保存するなど、会員の責任をもってデータを保存管理する義務を負う。
- 2 EMS 及びユニバーズは、会員が、UNI-PORT 及び本サービスにおいて作成する産業廃棄物及び石綿（アスベスト）関連の書類その他帳票にかかるデータを保存管理する義務を負わない。
- 3 EMS 及びユニバーズは、会員に保存義務がある UNI-PORT 及び本サービスにおいて作成する産業廃棄物及び石綿（アスベスト）関連の書類その他帳票にかかるデータが消失した場合であっても、一切免責される。

第3章 料金及び支払方法

第15条（本サービスの内容）

- 1 EMS は、本規約第1条で定めた目的に照らし、具体的に利用できる本サービスの種類及び利用料金を「本サービス一覧」として別途定める。
- 2 EMS は、「本サービス一覧」の内容を変更することができる。このとき、会員は、当該サービスの種類およびその内容の変更があることを了承し、本サービスの種類および内容は、変更後の「本サービス一覧」の内容となる。
- 3 EMS は、前項の変更を行う場合は、EMS ウェブサイト上に変更後の「本サービス一覧」を掲載し、掲載時点から周知期間が始まり、周知期間14日経過後、「本サービス一覧」記載のサービス及び利用料金が会員に適用される。
- 4 「本サービス一覧」と本規約の料金に矛盾抵触がある場合、「本サービス一覧」が本規約よりも優先され、適用される。

第16条（支払方法）

- 1 会員は、前条第1項第1号に定める月額基本料金に消費税及び地方消費税を加算した金額（以下「請求金額」という。）を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとする。
 - ① 預金口座振替による支払い
 - ② その他 EMS が定める支払方法
- 2 EMS は前項第2号に関し、支払方法を別途定める事ができる。

第4章 一般条項

第17条（契約解除に基づく本サービスの終了）

- 1 会員は、本サービス利用終了希望日の1か月前までにEMSが定める方法によりEMSに通知することにより、本サービスの利用を終了する。会員は、前項に定める通知がEMSに到達した時点において未払いの料金がある場合には、直ちにこれを支払うものとする。
- 2 EMSは、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部若しくは一部を終了することができる。
 - ① 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
 - ③ 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、又は、清算に入ったとき
 - ④ 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - ⑤ 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、又は、転廃業しようとしたとき
 - ⑥ 本規約等に基づく債務を履行せず、EMSから相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - ⑦ EMSへの通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあったことが判明した場合
 - ⑧ その他利用契約等を遵守しないとき
- 3 会員は、前項に基づき本サービスが終了した時点において未払いの利用料金等がある場合には、EMSが定める日までにこれを支払うものとする。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員及びEMSは、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 会員及び EMS は、自らまたは第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- 3 会員及び EMS は、相手方が前各項に違反し、または第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、何らの催告なしに直ちにこの契約を解除することができる。

第19条（秘密情報）

- 1 会員および EMS は、本サービスの利用または提供のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
- ① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - ⑤ 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前各号の定めにかかわらず、会員および EMS は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、会員および EMS は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとする。
- 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの利用または提供の目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの利用または提供上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」という。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」という。）することができるものとする。この場合、会員およびEMSは、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとする。なお、本サービスの利用または提供上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとする。
- 6 本条の規定は、本サービス終了後、2年間有効に存続するものとする。

第20条（権利義務譲渡の禁止）

会員は、あらかじめEMSの書面による承諾がない限り、利用許諾契約上の地位、利用許諾契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡および担保提供してはならない。

第21条（免責）

EMS及びユニバースは、以下の各号の事由に起因する債務不履行、不法行為、その他の法律上の原因に基づく賠償責任を負わない。

- ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- ② EMS及びユニバース以外の者または設備（会員、電気通信事業者、契約者設備等を含むがこれに限られない。）に起因して本サービスが提供できない場合
- ③ 本規約各条項に定める免責規定に該当する場合

第22条（損害賠償）

EMS及びユニバースが前条に定める免責規定に該当しない場合であっても、EMS及びユニバースの損害賠償責任は次の各号のとおり限定される。

- ① 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の原因の如何を問わず、故意または重過失が存在する場合にのみ、EMSまたはユニバースに損害賠償責任が発生する。
- ② EMSまたはユニバースに損害賠償責任が認められる場合であっても、損害については、通常の損害に限定され、EMS及びユニバースの予見することのできない特別の事情から生じた損害（会員の逸失利益等を含むがこれに限られない）

について賠償責任を負わない。

- ③ EMS またはユニバースの会員に対する損害賠償責任が認められる場合であっても、当該損害賠償額については、損害賠償責任の基礎となる請求原因事実継続期間において会員が EMS に支払った金額を上限とする。

第 2 3 条（管轄裁判所等）

本規約に関する一切の紛争については、EMS の本店所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所として処理する。本利用規約の準拠法は日本法とする。

第 2 4 条（協議）

本規約に定めのない事項及び本規約各条項に疑義が生じたときは、会員、EMS 協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

第 2 5 条（本規約の改定）

EMS は、本規約及び本規約が詳細な定めを委任する「本サービス一覧」その他本規約に付随する規約を、民法いつでも改定できる。改定後の本規約については、EMS が EMS のウェブサイトに掲示したときに改定の周知が始まり、周知期間を掲示後 14 日と定め、周知期間経過後にその効力を生じ、会員に適用される。

2023 年 4 月 1 日施行